

令和 7年12月17日

城陽市議会議長
乾 秀子様

提出者	城陽市議会議員
並木	英仁
谷	直樹
上原	敏
澤田	扶美子
若山	憲子
本城	隆志

議案提出書

下記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

議案第90号 城陽市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

城陽市議会議員の期末手当の特例に関する条例

第1条 令和7年（2025年）12月に支給すべき期末手当における城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年城陽市条例第4号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

第2条 令和8年（2026年）4月1日から当分の間における条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定は、令和7年（2025年）12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

提案理由

議長、副議長及び議員の期末手当を減じる特例を設けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第203条 略

2・3 略

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。